

お知らせ

令和3年度 会計年度任用職員の募集

(申込に関すること) 総務課 ☎ 43-5001、(業務内容に関すること) 各担当課

4月から市の業務を補完していただくため、会計年度任用職員を募集します。

※会計年度任用職員とは、任期を1会計年度以内として任用される一般職非常勤職員です。

任用期間 4月1日～令和4年3月31日

申込方法 市販の履歴書に写真を貼り、必要事項および希望業務を記入の上、運転免許証など資格証の写しを添付し、総務課(市役所本館3階)まで持参または郵送してください。

受付期間 2月1日(月)～19日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

選考方法 面接試験(申込多数の場合は書類選考後、面接試験を実施する場合あり)

試験日 2月下旬～3月上旬

※申込者に後日連絡

申込先

〒656-0492
南あわじ市市善光寺22番地1 南あわじ市役所総務課

区分・担当課	人数	業務内容	賃金	勤務時間	申込要件
①パート 一般事務員 総務課 ☎ 43-5001	若干名	事務補助(エクセル・ワードなどの入力作業、庁内郵便物の配布作業、電話対応等)	月額 132,954円 (賞与あり) ①	午前8時30分～午後5時15分までのうち、1日7時間、週5日(短時間勤務を希望する場合、要相談)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
②パート 一般事務員 総合窓口センター ☎ 43-5212	若干名	フロアマネージャー業務(市役所本館1階フロアでの来庁者案内・検温案内、1階各課窓口への誘導等)	時給 904円 ②	午前9時～午後1時または午後1時～5時(シフト制、1日4時間、週5日)	①高校卒業以上(3月卒業見込み含む) ②普通自動車運転免許
③パート 作業員 (道路環境整備等) 建設課 ☎ 43-5226	1人	道路・公園・市管理施設などの管理(草刈り、枝払い、水路清掃等)	月額 142,167円 (賞与あり) ③	午前8時30分～午後4時30分(1日7時間、週5日)	普通自動車運転免許 ※AT限定不可

注1)「パート」はパートタイム会計年度任用職員の略
注2) ① 社会保険・雇用保険・非常勤公務災害保険あり ② 雇用保険・非常勤公務災害保険あり ③ 社会保険・雇用保険・労災保険あり

今月の納期限は3月1日(月)

- ①国民健康保険税・・・【8期】
- ②介護保険料・・・・・・・【6期】
- ③後期高齢保険料・・・【8期】

※納付が困難な場合は、各担当課までご相談ください



(問) ①税務課 ☎ 43-5213
②③長寿・保険課 ☎ 43-5217



60歳以上の皆さまへ
あなたの力を必要としている人がいます!

・気分転換や運動になる
・生活に張りが出る

高齢者等元気活躍推進事業「おもいやりポイント制度」登録会員の募集

人手不足の分野でのシニア世代のボランティア活動に対し、謝礼としておもいやりポイントを付与する制度を実施しています。

貯まったポイントは市内の商店で使える商品券との交換や寄付ができます。

☎ 市民協働課生涯活躍推進室 ☎ 43・5244

※電話での問合せを随時受付していますので、ご相談ください

お知らせ

国民年金保険料の納付方法・民間事業者による国民年金保険料のご案内

☎ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

納付方法について

口座振替(割引率が一番大きい納付方法)

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割(当月未納付)」「前納」で納めると、保険料が割引されます。また、現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。

口座振替をご希望の人は、「口座振替申出書」(金融機関・市役所総合窓口センター備付・インターネットでダウンロード)に必要な事項を記入・金融機関への届出印を押印し、預金口座をお持ちの金融機関(郵便局含む)の窓口、または年金事務所(郵送可)へご提出ください。

▽早割制度 本来の納付期限(翌月末)よりも1カ月早く口座振替する方法

※令和3年度の保険料を口座振替で前納する場合は、2月末日が申込期限となっているため2月中の手続きをお願いします。

クレジットカード納付(継続納付)

クレジットカードにより、定期的に納付する方法です。クレジットカード納付でも2年前納が利用できません。

民間事業者による国民年金保険料のご案内

日本年金機構では国民年金保険料の納め忘れの人に対して、電話・文書・戸別訪問による納付の案内や免除等の申請手続きのご案内を、次の民間事業者へ委託しています。なお、訪問員による収納業務は廃止しておりますので、現金をお預かりすることや銀行口座を指定して振り込みをお願いすることはありません。

▽民間事業者 (株)バックグループ ☎ 0800・8087000

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。現金納付についても2年前納をご利用いただけます。2年前納をご希望の人は、4月末までに納付いただく必要があるため、4月中旬までに最寄りの年金事務所までご連絡ください。

金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口での納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。現金納付についても2年前納をご利用いただけます。2年前納をご希望の人は、4月末までに納付いただく必要があるため、4月中旬までに最寄りの年金事務所までご連絡ください。

お知らせ

スプレー缶類の適正な処理のお願い

☎環境課 ☎ 43-5214

市内で、スプレー缶等の処理作業をしている際に爆発事故が発生しました。事故の再発防止のため、市民の皆さまの協力をお願いします。

スプレー缶類をこみに出すときのお願い

中身を使い切った後、市販されている穴開け器等で必ず缶に穴を開けてから各

地区の「カンの日」に出してください。

対象となるスプレー缶類(例)

卓上コンロ用のガスボンベ、消臭スプレー、殺虫剤、化粧品などの各種スプレー缶類

※不明な点などがありましたら、環境課までお問い合わせください

お知らせ

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

☎国保税について…税務課 ☎ 43-5213
☎保険料について…長寿・保険課 ☎ 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象世帯(対象被保険者)

新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が(の)

①死亡または重篤な傷病を負った世帯(に属する被保険者)

②事業収入、不動産収入山林収入または給与収入が減少した世帯のうち、主たる生計維持者について次の(1)～(3)の条件(廃業・失業の場合および

び介護保険料については(1)および(3)すべてに当てはまる世帯(に属する被保険者)

(1)令和2年中の事業収入等のいずれかが令和元年中の収入の10分の3以上減少(2)令和元年分の所得の合計額が1000万円以下(3)減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年分の所得の合計額が400万円以下

減免額

①の場合は全額免除。②の場合は令和元年分の所得等に応じて一部または全額を減免します。

減免申請の受付期間

3月31日(水)まで